

請書の特記事項

（用語の意義）

第1条 この条項において、「甲」とは天童市長又はその委任を受けた者を、「乙」とは請負者をいう。

（変更請書）

第2条 工事内容、工期又は請負金額を変更する必要があるときは、変更請書により行うものとする。

（臨機の措置）

第3条 乙は、災害防止等のために特に必要と認められるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合においては、乙は緊急やむを得ない場合を除きあらかじめ監督職員の意見を求めなければならない。

2 前項の場合においては、乙は、そのとった措置について、遅滞なく監督職員に通知しなければならない。

3 監督職員は、災害防止その他工事の施工上緊急やむを得ないと認めるときは、乙に対して臨機の措置を求めることができる。この場合においては、乙は、直ちにこれに応じなければならない。

4 第1項及び前項の措置に要した経費のうち、甲乙協議のうえ請負金額に含めないこととした部分については、甲がこれを負担するものとする。

（一般的損害）

第4条 工事目的物の引渡し前に工事目的物又は工事材料について生じた損害その他の工事の施工に関して生じた損害は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰する事由による場合においては、甲の負担とする。この場合において、火災損害保険その他損害をてん補する必要があるときは、甲乙協議して甲の負担すべき損害額を定めるものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第5条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合においては、甲の負担とする。

2 工事の施工に伴い避けることができない事由により第三者に損害を生じた場合において、その第三者に損害を賠償しなければならないときは、甲の負担において賠償するものとする。ただし、工事の施工について乙が損害を防止するに必要な措置等、善良な管理者の注意を怠ったことにより生じた損害については、乙の負担とする。

3 乙が第三者に対して損害の賠償をする場合においてその損害の賠償が甲の負担によるときは、乙は、あらかじめ甲の同意を得るものとする。

（天災その他の不可抗力による損害等）

第6条 天災その他の不可抗力によって工事の出来形部分、工事現場に搬入した検査済工事材料、工事仮設物及び建設機械器具に損害を生じたときは、乙は、当該事実の発生後

遅滞なくその状況を甲に通知しなければならない。

- 2 前項の損害額のうち、乙が善良な管理者の注意を怠ったことに基づくものと認められるものを除いた額（工事仮設物及び建設機械器具については、当該工事で償却する部分に相当する額を限度とする。）が請負金額の100分の2の額を超えるときは、その超えた部分については、甲がこれを負担するものとする。
- 3 前項の損害額は、甲乙協議してこれを定めるものとする。
- 4 第2項の規定により甲が損害を負担する場合において、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、その額を損害額から控除するものとする。
- 5 甲は、天災その他の不可抗力によって生じた取り片付けに要する費用を負担するものとし、費用の額は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものと認められるものについては、この限りではない。

（検査及び引渡し）

第7条 乙は、工事を完成したときは、完成通知書に写真を添付してその旨を甲に通知しなければならない。

- 2 甲は、乙から前項の通知を受けたときは、その日から14日以内に甲又は乙が検査を行うものとして定めた職員（以下「検査職員」という。）による検査を行い、検査に合格したときは、その完了をもって工事の引渡しを受けたものとみなす。
- 3 前項の検査に合格しないときは、乙は、自己の負担で甲の指定する期間内に修補又は改造を行い、甲に修補又は改造完了の届を提出して、再検査を受けなければならない。この場合における再検査の期日及び工事の引渡しについては、前項の規定を準用する。
- 4 検査職員は、前項の検査に当たり、必要があると認めるときは破壊検査をすることができる。この場合において、当該破壊部分の補修に要する経費は、乙が負担する。ただし、修補に要する経費が請負金額の100分の4の額を超えるときは、甲は、乙と協議してその定める額を負担するものとする。

（<sup>かし</sup>瑕疵担保）

第8条 甲は、工事目的物の引渡しの日から2年（木造又はこれに準ずる構造の建物その他の工作物の場合は、1年）の間、乙に対して工事目的物の瑕疵の修補又は修補に代え、若しくはその修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、その瑕疵が乙の故意又は重大な過失により生じた場合には、甲の当該請求することのできる期間は、5年とするものとする。

- 2 前項の場合において、瑕疵が重要でなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、甲は、その修補を請求することができないものとする。
- 3 甲は、工事目的物が瑕疵により滅失又はき損したときは、滅失又はき損の日から6箇月間以内に第1項の請求をしなければならない。
- 4 乙は、瑕疵が支給材料の性質又は甲の指示により生じたものである場合は、その支給材料の性質又は甲の指示が不相当であることを知りながら甲に通知しなかった場合を除き、その瑕疵の責を負わないものとする。

（その他）

第9条 この条項に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。